

公的個人認証サービスをめぐる最近の動向

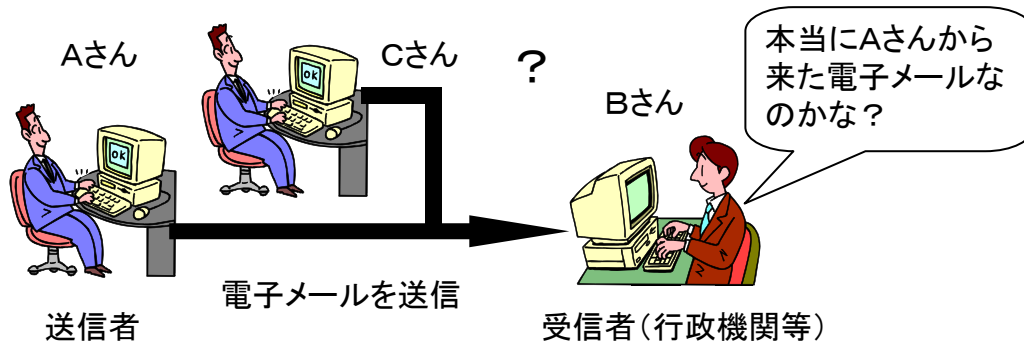
- 1 公的個人認証サービスの概要
- 2 e-Taxとの連携による公的個人認証サービスの普及拡大方策
- 3 今後の普及拡大に向けた関連施策

平成19年12月13日
総務省自治行政局自治政策課

1 公的個人認証サービスの概要

1. 1 デジタル社会における課題

① 成りすまし (←インターネット上におけるデジタル文書については、文書作成者の特定が困難)



※例えば、suzuki@jichiseisaku.co.jp というメールアドレスで、自治政策株式会社鈴木という名義で文書が送られてきたとしても・・

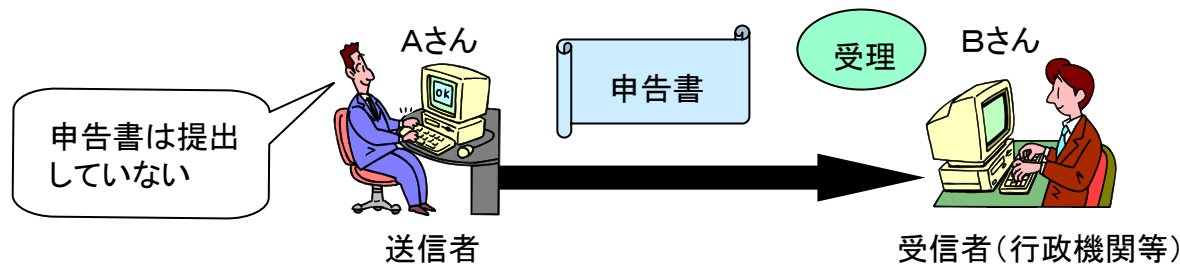
- ・ 「自治政策株式会社」が実在しないかもしれない。
 - ・ 「鈴木」さんが実在しないかもしれない。
 - ・ 第三者が実在する「自治政策株式会社」の「鈴木」さんのメールアドレスを乱用しているかもしれない。
- という疑いが解消できない。

② 改ざん (←送信途中でメッセージを書き換えることが容易)



※デジタル文書は、手書きの文書と異なり、改ざんされても痕跡が残らず、改ざん箇所を発見することは、實際上不可能。

③ 送信否認 (←送信内容の否認を防止することが困難)



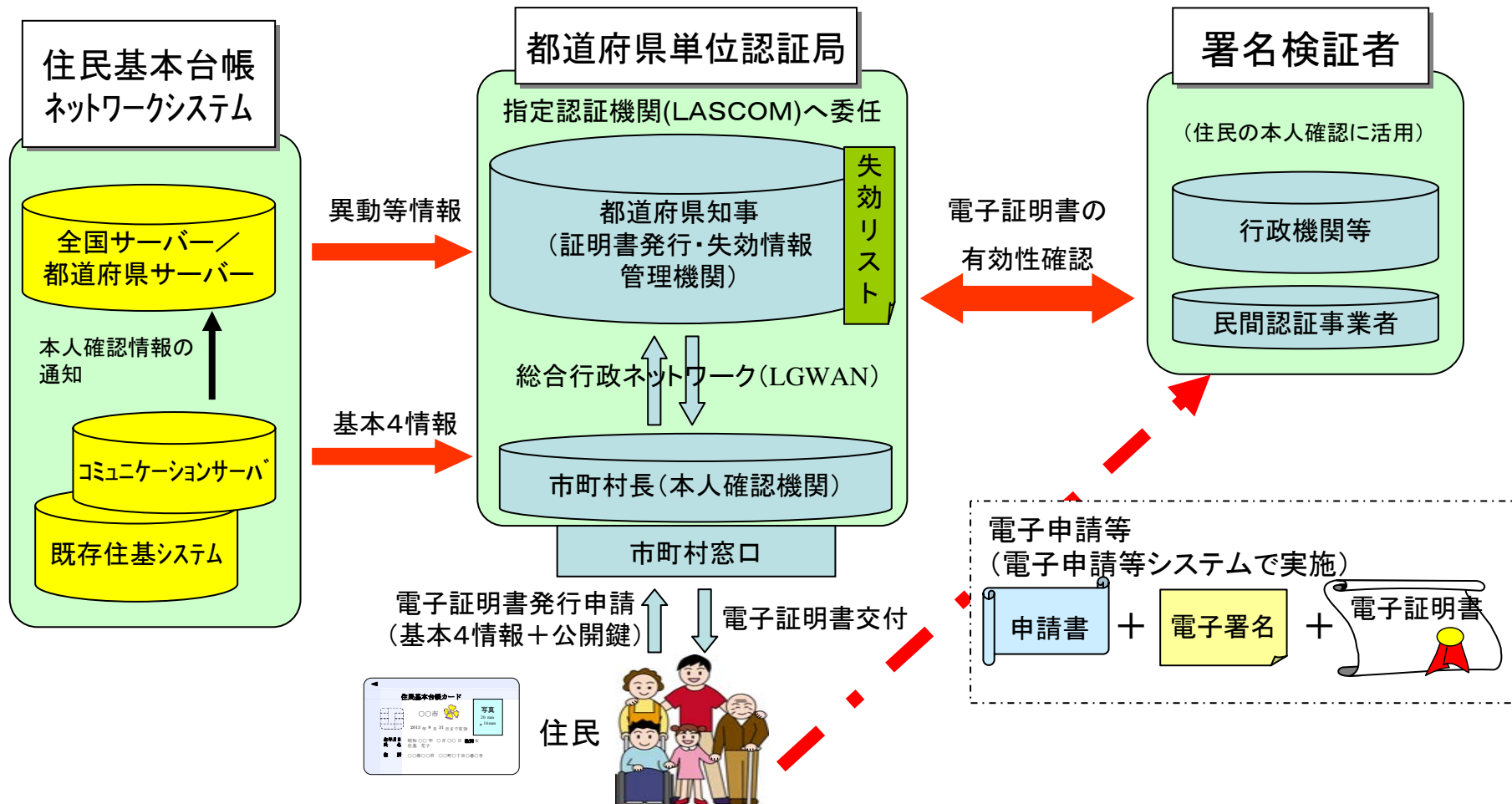
※オンラインで送信されてきた申請・届出に基づいて、手続を進行させていたところ、送信者からそのような送信はしていないとの否認をされる危険性がある。

1. 2 公的個人認証サービス

成りすまし、改ざん、送信否認などのデジタル社会の課題を解決しつつ、電子政府・電子自治体を実現するため、確かな本人確認ができる個人認証サービスを全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供する。

→平成16年1月29日サービス開始(電子証明書の有効期間は3年、発行手数料500円)

→平成19年11月末現在、電子証明書の発行枚数は約32.1万枚



1. 3 公的個人認証サービスの特長

1. 厳格な本人確認

- ・住民票のある市区町村窓口において、職員が対面で確認を実施。
- ・本人確認には基本4情報(氏名、住所、性別及び生年月日)を使用。
- ・住民基本台帳ネットワークと連動して、毎日、失効情報を更新することにより、厳格な本人性の確認を実現。

2. 電子証明書の用途

- ・主な用途としては、国税の電子申告(e-Tax)、自動車保有関係手続ワンストップサービス、不動産登記申請等。
- ・法律の規定により、電子証明書の有効性を確認できる者(署名検証者)を現在は行政機関等、民間認証事業者に限定。

3. サービス利用に必要な費用

(電子申請を行う住民)

- ・電子証明書の発行を申請する際に手数料(500円)を市町村窓口を支払う。
- ・自宅のパソコン等で電子申請を行うには、ICカードリーダーライタを別途、準備する必要。

(失効情報の提供を受ける署名検証者)

- ・情報提供手数料を指定認証機関に支払う。

1. 3 公的個人認証サービスの特長

4. 電子証明書の格納媒体

- ・電子証明書は、一定のセキュリティを満たすICカードに格納可能。
- ・現在使用されている格納媒体は、住民基本台帳カードのみ。

5. 二重発行の禁止

電子証明書の二重発行を禁止している(法第6条)。

6. 電子証明書の発行状況

平成19年11月末現在で約32.1万枚(現行システムでは500万枚まで発行可能)。

(参考) 公的個人認証サービスの主な対象手続 (平成19年10月1日現在)

国(15府省庁等)

- ・ 自動車検査登録 (自動車保有関係手続ワンストップサービス)
- ・ 国税の電子申告
- ・ 社会保険関係手続
- ・ 国民年金及び厚生年金の年金加入状況・年金見込額の提供
- ・ 商業・法人登記申請
- ・ 不動産登記申請

等

都道府県(47団体)

- ・ 自動車税・自動車取得税申告 (自動車保有関係手続ワンストップサービス)
- ・ 都道府県税の電子申告
- ・ 道路占用許可申請

等

市町村(33都道府県内の市町村)

- ・ 市町村税の電子申告
- ・ 介護保険関係手続
- ・ 児童手当関係手続
- ・ 国民健康保険関係手続

等

今後、国の機関の手続・各地方公共団体の手続が順次追加される見込み。

(注1) 都道府県数及び市町村数は、共同運用システムに参加している自治体を含む。

(注2) 都道府県及び市町村の対象手続は、自治体毎に異なる。

2 e-Taxとの連携による公的個人認証 サービスの普及拡大方策

税制改正の内容

電子認証の普及拡大の観点から、電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除の創設（平成19年分又は20年分に適用）

→ 公的個人認証サービスの電子証明書の普及拡大をはかる好機。

総務省の取組

1. 国税庁と連携しての広報啓発活動

- ポスター・パンフレットの作成、配布
- 地方公共団体広報誌にe-Tax及び電子証明書に関する記事の掲載
- 国税庁が発出するDMに電子証明書の早期取得に関する案内を同封

総務省の取組

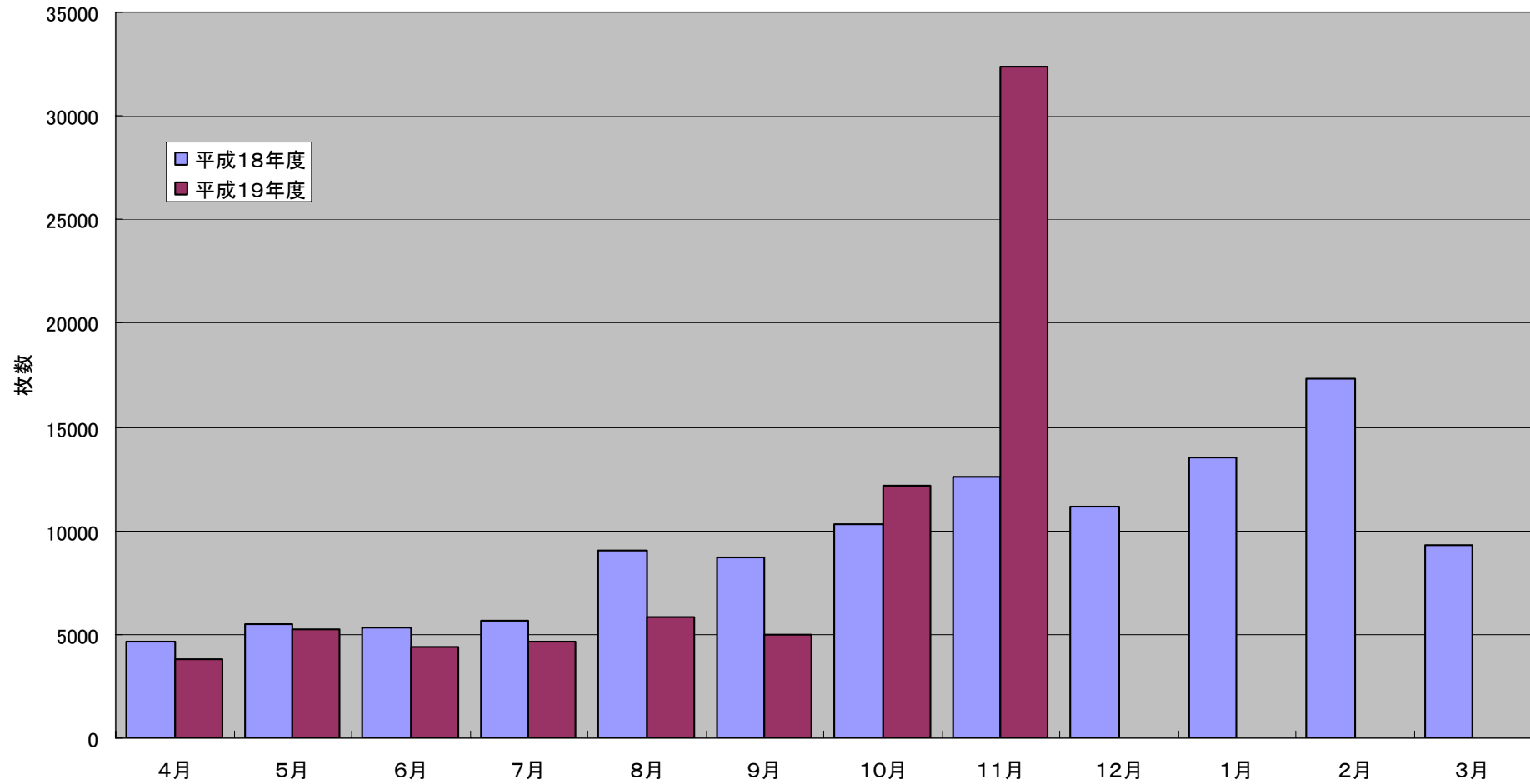
2. 地方公共団体に対し、以下の内容を通知

- 都道府県レベル、市町村レベルにおいて、地方公共団体担当者と国税当局担当者間で緊密な連絡体制をとること
- 電子証明書の早期取得について、住民に周知すること
- 電子証明書の発行体制を検証し、必要な措置を講じること
- 発行手続きに関する職員の習熟度向上に努めること
- 職員が率先して電子証明書を取得し、電子申告を利用すること 等

3. ベンダに対し、ICカードリーダライタの増産を依頼

- 家電量販店にもベンダ経由で店頭にも並べてもらうよう依頼

(参考) 月別電子証明書発行枚数



2. 2 確定申告期に向けた対応

本年の税制改正措置により、また、税を考える週間(11月11日～17日)前後に重点的に行った広報啓発活動により、11月は電子証明書の発行枚数が急速に伸長。今後も確定申告期(2月18日～3月17日)まで発行枚数の大幅増が期待されるが、他方、各市区町村窓口において電子証明書が円滑に発行されるよう、適切な体制の構築が重要。



確定申告期に向けて、以下の対応を実施(または検討中)。

1. サービスセンターの営業時間の延長

必要に応じて、各市区町村が平日夕方または土曜日に発行申請を受け付けられるよう、サービスセンターの営業時間を延長する方向で調整中。

2. 市区町村における窓口ラインの増設

今後、窓口の混雑が予想される団体においては、窓口を増設するとともに、対応を行う職員の増強について検討。

3. 市区町村窓口端末の増強

窓口ラインの増設に伴い、発行申請を処理するための窓口端末の増強が必要な団体においては、新規の端末購入や休眠端末の再利用を検討。

4. 特に混雑が予想される団体のフォロー

1端末あたりの人口が多い団体では特に混雑が予想されることから、今後、発行事務において混乱が生じないか、総務省としても適宜、フォローを実施。

3 今後の普及拡大に向けた関連施策

3. 1 公的個人認証サービスの利活用のあり方に関する検討会の再開

1. これまでの経緯

本検討会は、公的個人認証サービスの利活用の促進をはかるための課題と方策について、主として制度・運用面から、有識者による専門的な検討を行うことを目的として設置(座長:大山永昭 東京工業大学教授)。

検討会では、平成18年11月から計5回の会合を開催し、関係者へのヒアリングなどを基に、様々な課題について検討を実施。

議論の中から示された重要な論点を整理したものを平成19年5月に公表。

2. 検討会の再開

本年5月に取りまとめた論点整理に記載した課題のうち、実現可能性の高いもの、具体的なニーズのある事項に関し、より掘り下げた検討を行うことを目的として、本年11月より検討会を再開(検討会の構成については従前のとおり)。

当面の課題として、認証用途の電子証明書の発行に関し、検討会において議論を行っているところ。

3. 2 社会保障カード（仮称）について

年金手帳や健康保険証、更には介護保険証としての役割を果たし、年金の記録等を自宅においても常時、安全かつ迅速に確認できるものとして、2011年度（平成23年度）を目途に導入することを目指す。

社会保障カード（仮称）の活用イメージ

年金手帳、健康保険証、介護保険証としての役割

年金記録、健診情報等の自分の情報を閲覧

医療機関

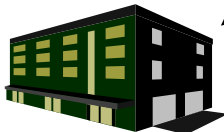


サービスの利用
(カードを提示)

介護サービス



社会保険事務所



自分の年金記録等をいつでも閲覧・確認

123-4567 東京都〇〇市△△町1-1-1		更新年月日		平成19年6月30日現在の加入記録です。	
健康 太郎 様		性別	男性	生年月日	昭和99年9月9日
		基礎年金番号		999999999999	
番号	加入制度	事業所名称	取得年月日	喪失年月日	月数
1	国民年金	第3号被保険者	昭和61年4月1日	昭和63年2月1日	22
2	厚生年金	〇〇〇株式会社	平成2年4月1日	平成4年6月15日	26
3	厚生年金	株式会社△△△	平成4年7月1日	平成7年4月1日	33
4	国民年金	第1号被保険者	平成15年4月1日		50

1枚のカードに



- ◆ 厚生労働省に「社会保障カード(仮称)の在り方に関する検討会」を設置
- ◆ これまでに、検討会を4回、関係団体との意見交換会を4回開催
- ◆ 年内を目途に取りまとめ予定の基本構想を基に、さらに具体的な仕組みの検討を進め、広く御議論いただく。

3. 3 国民視点の社会保障サービス等の実現に向けての電子私書箱（仮称）の創設

医療機関や保険者等に個別管理されている情報を、希望する国民が自ら入手・活用できる仕組みを検討し、2010年頃のサービス開始を目指す。

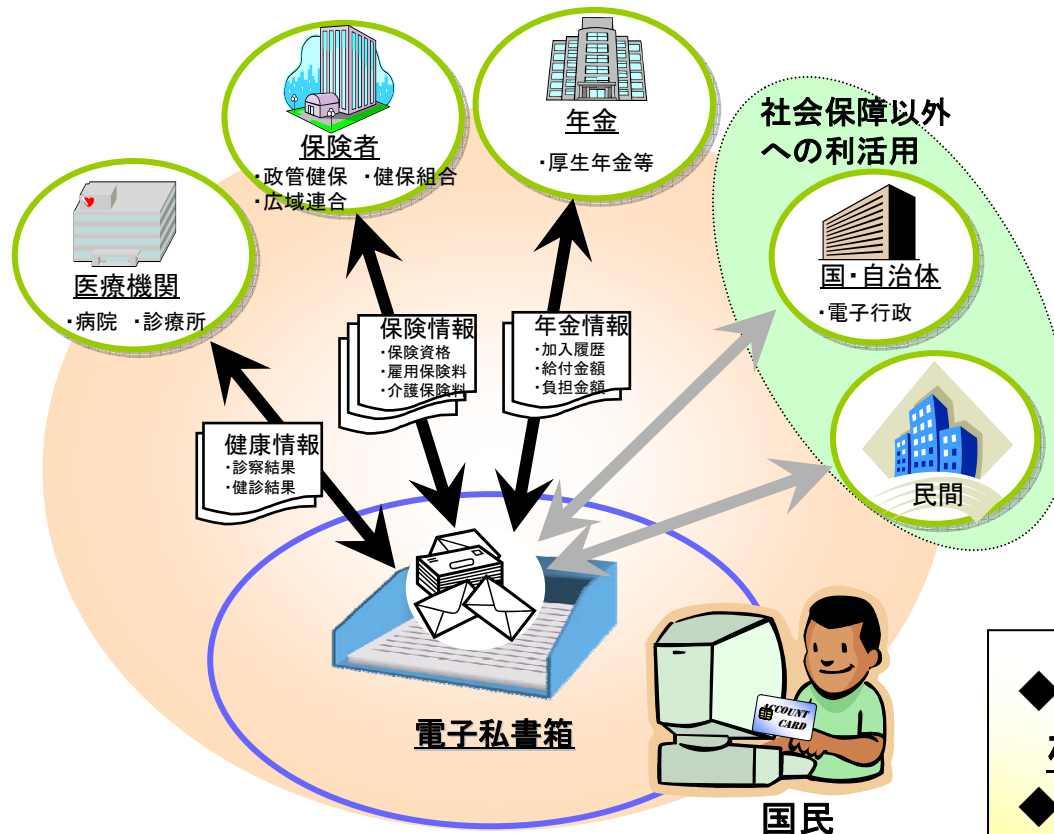
利活用のイメージ

情報の入手・閲覧

様々な情報を集約し、自分の情報を入手・閲覧

情報の活用

収集・蓄積した情報を、他のサービスに活用



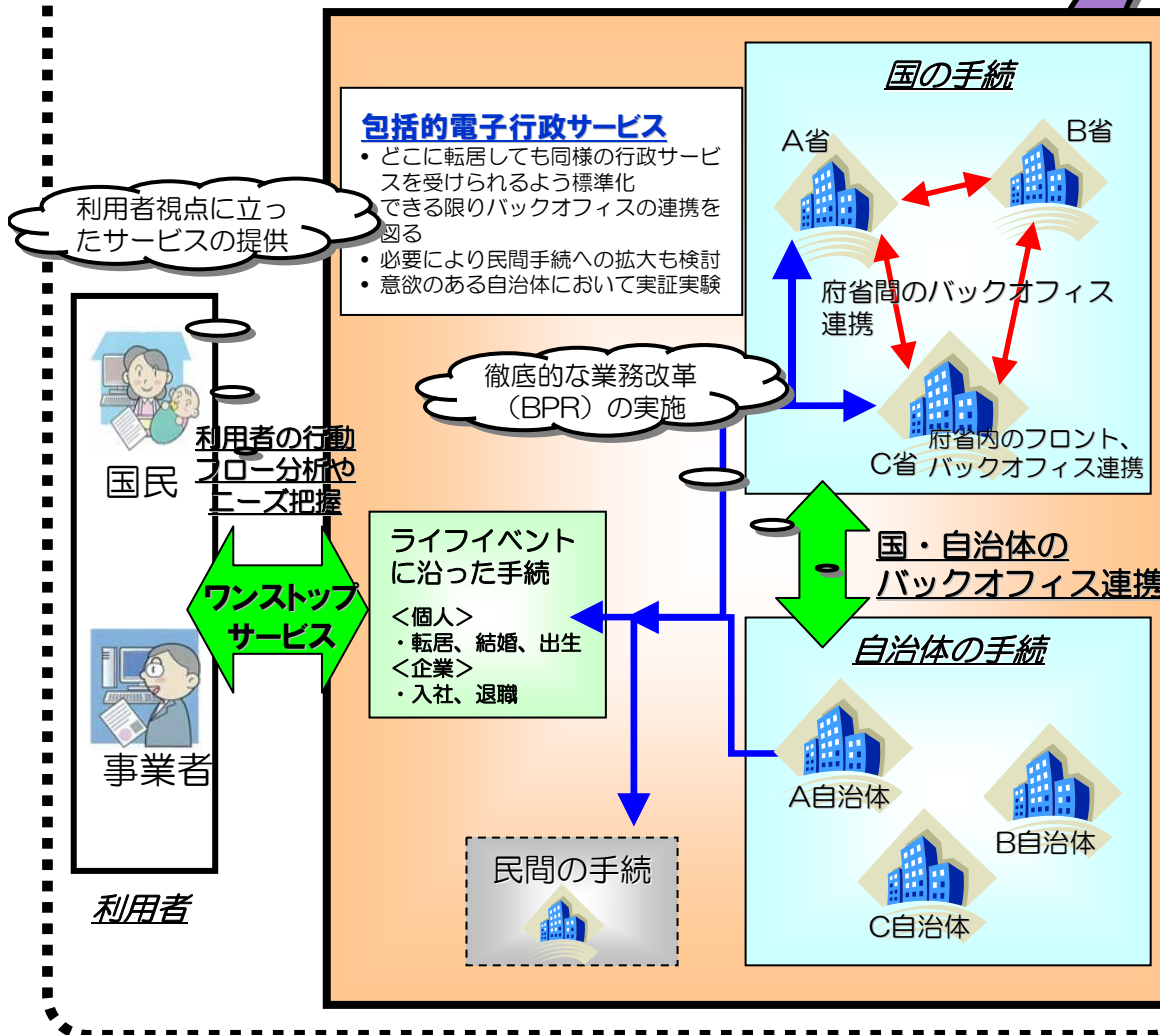
3. 4 次世代電子行政サービスの実現に向けた取組

ユーザー視点に立った利便性向上の観点から、国・地方の枠を超えたワンストップ電子行政サービスの実現に向け、2010年度に標準モデルを構築。

次世代電子行政サービスのグランドデザインのイメージ

具体的推進方策

1. 次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチーム(官民合同)を設置(2007年10月)
2. 次世代電子行政サービスのグランドデザインを策定(2008年度早期)
3. 実証実験の実施(2009年度以降)
4. 次世代電子行政サービス基盤の標準モデル等を構築(2010年度)



検討体制のイメージ

